

“エイジレス社会”海外福祉事情調査・研修

アメリカにおける 高齢者虐待防止の取組み

高齢者に対する身体的・心理的虐待等が社会問題となり、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が平成18年4月1日から施行されました。

虐待は高齢者の尊厳・人権を著しく侵害する行為であり、介護保険事業者はサービスを提供するにあたって、利用者の尊厳・人権の保持・擁護に努めることが求められています。

また、昨年度、厚生労働省が全市町村・都道府県を対象に実施した高齢者虐待の対応状況等についての調査結果では、市町村等への相談・通報件数、虐待が認められ、市町村等による対応が行われた件数の増加が報告されており、わが国において、高齢者虐待防止への取組みはますます重要な課題になっています。

今回訪問するアメリカでは、先進国の中で最も早く高齢者虐待が社会問題として認識され、早くから法律の制定や全国高齢者虐待センターの設置等を通じて、情報収集、技術的援助、調査研究が行われてきました。その概要を学んでいただくと共に、各高齢者福祉施設や福祉サービス提供団体がその法律に基づいて、どのように防止に努めているかをテーマに視察研修を行います。

皆様方の積極的なご参加を心よりお待ちしております。

ご旅行日程 2009年2月10日(火)～2月16日(月) < 5泊7日 >

ご旅行代金 ~~298,000 円~~ **278,000 円** (大人おひとり様 / 2名様1室利用)

【但し、ファイン財団シルバーサービス会員の方は ~~278,000 円~~ **258,000 円**】

燃油サーチャージは別途お支払下さい。お一人様あたり ~~56,000 円~~ **44,000 円**

申込締切日 2009年1月8日(木)

利用予定ホテル サンフランシスコ：ピクウィック・ホテル

ロサンゼルス：ウィルシャー・グランド・ロサンゼルス

利用予定航空会社 ユナイテッド航空

募集人員 25名様(最少催行人員 ~~45~~ 名様 **10名様**)

定員になり次第締め切らせていただきます。

研修企画



財団法人大阪府地域福祉推進財団(ファイン財団)

財団法人大阪府地域福祉推進財団シルバーサービス会員企業

〒540-0012 大阪市中央区谷町5-4-13 大阪府谷町福祉センター内

TEL:06-4304-0294

FAX:06-4304-2941

<http://www.fine-osaka.jp>

旅行企画・実施



心に届く旅

阪急交通社

Direct to your heart

大阪団体支店 教育旅行課

視察先(予定) *以下視察先・内容は予定であり、相手方の事情等により変更になる場合があります。

アメリカにおける高齢者虐待防止への取り組みは、連邦法である高齢アメリカ人法(Older Americans Act)に基づいており、2000年の改正では、州に対し虐待に対する法的支援と裁判所との連携の促進が盛り込まれました。また、2001年12月には高齢者虐待全国サミットが開催され、全国的に一貫した政策を推進するための高齢者虐待防止法の制定、全国規模の教育、国民の意識啓発などが行動目標に掲げられました。

【在宅高齢者の虐待防止】・・・連邦レベルの高齢者虐待防止法と州レベルの成人保護サービス法(APS法)により政策が組み立てられており、州ごとに通報システムは異なっています。

【施設内での虐待防止】・・・1978年の高齢アメリカ人法の改正により高齢者施設におけるオンブズマン制度の実施が義務づけられ、長期ケアオンブズマン制度は、州政府が行う施設監査制度と連携しています。

< サンフランシスコ >

【視察研修】(視察予定先:Institute of Aging)

サンフランシスコ高齢者福祉コミュニティスタッフによるレクチャー

I . O . A (Institute of Aging) はサンフランシスコ近郊に在住する高齢者の生活環境やライフスタイル向上の為に、様々なサービスを提供しているNPO団体です。ここで提供されているサービスは幅広く、特に、高齢者虐待の防止に関しては、それぞれのケース担当者と協力して実態の把握と防止に努めています。ここでは、アメリカにおける高齢者虐待防止に関する法律、高齢者虐待の実態やその防止に関する取り組みの現状についてレクチャーしていただきます。

【視察研修】(視察予定先:KIMOCHE INC.)

サンフランシスコでの高齢者介護施設(ナーシングホーム)訪問

サンフランシスコの日系人高齢者福祉団体が運営する施設で、1971年に設立されました。家事援助サービスなどの在宅支援サービス、日本食を提供する食事サービス、施設サービスなどを行っています。ここでは、施設介護における高齢者虐待の防止の取り組みや予防方法について、レクチャーと施設見学をおこないます。

< ロサンゼルス >

【視察研修】(視察予定先:WISE & HEALTHY AGING)

【視察研修】(視察予定先:W.I.S.E DAY CARE CENTER)

ロサンゼルス 高齢者福祉サービス団体 スタッフによるレクチャーとデイケアセンター見学

WISE & HEALTHY AGINGは、35,000人の高齢者と800人のボランティアを抱える全米有数のシニア層向けボランティア活動団体です。一般の高齢者やその家族、地域の様々な機関に対して高齢者虐待防止についての研修を行っています。また、WISEでは、ロサンゼルス市を7つに分割して、それぞれに地域コーディネーターとケアワーカーをおき、36時間の研修を受けたオンブズマン・ボランティアを統括しながらナーシングホームや高齢者居住施設(アシストッド・リビング等)の監視を行っています。

W.I.S.E DAY CARE CENTERでは、アルツハイマー病のケアプログラムがあり、利用者のニーズに対して適切なサービスを提供したとして、過去2年間に2名のセンタースタッフがアルツハイマー病協会より表彰されています。

ここでは、デイケアセンターにおける高齢者虐待防止の取り組みを中心に、在宅介護における高齢者虐待防止に関するレクチャーと施設見学をおこないます。

【日程】

日次	月日(曜)地	名	現地時刻	交通機関	予 定 (宿泊地)	食 事
2/10 (火)	関西国際空港	関西国際空港	18:55	UA886	空路、サンフランシスコへ 機内(泊)	昼: × 夕: 機
		サンフランシスコ (30km)	11:18 午後	専用バス	到着後、サンフランシスコ市内視察 (ゴールデンゲートブリッジ) サンフランシスコ(泊)	朝: 機 昼: × 夕:
2/11 (水)	サンフランシスコ (40km)	午前 午後	専用バス 専用バス	午前:視察研修 高齢者福祉コミュニティスタッフによるレクチャー 午後:視察研修 ナーシングホーム訪問 サンフランシスコ(泊)	朝: 昼: 夕: ×	
2/12 (木)	サンフランシスコ	13:00	UA1165	朝食後、空港へ	朝: 昼: × 夕: ×	
	ロサンゼルス	14:38		空路、ロサンゼルスへ 到着後、ロサンゼルス市内視察 (サンタモニカ、 ハリウッド) ロサンゼルス(泊)		
2/13 (金)	ロサンゼルス (40km)	午前	専用バス	午前:視察研修 高齢者福祉サービス団体スタッフによるレクチャー 午後:視察研修 ダイケアセンター訪問 ロサンゼルス(泊)	朝: 昼: 夕: ×	
		午後	専用車			
2/14 (土)	ロサンゼルス	終 日		終日:自由行動 さよなら夕食会 ロサンゼルス(泊)	朝: 昼: × 夕:	
2/15 (日)	ロサンゼルス サンフランシスコ	午前	専用バス	朝食後、空港へ 空路、帰国の途につきます。 (サンフランシスコ乗り継ぎ) 機内(泊)	朝: 昼: × 夕: 機	
		8:00	UA889			
		9:22 11:46	UA885			
2/16 (月)	関西国際空港	16:35		関西国際空港到着後、解散。	朝: 機	

この行程表は最も新しい資料により作成しておりますが、交通機関の都合により、出発到着時刻の変更が生ずる場合があります。

視察先は予定であり相手先事情等により変更になる場合があります。(:入場観光 :下車観光)

ご利用予定航空会社/ユナイテッド航空(エコノミークラス)

ご利用予定ホテル /【サンフランシスコ】ピクウィック・ホテル【ロサンゼルス】ウィルシャー・グランド・ロサンゼルス

ご旅行代金:お1人様 ¥298,000円 278,000円 (2名様1室利用)

【但し、ファイン財団シルバーサービス会員の方は278,000円 258,000円】

別途、燃油サーチャージ(~~56,000円~~ 44,000円)が必要となります。

燃油サーチャージは10月1日現在の料金となります。料金改定が行われた場合差額をご請求させていただきます。

添乗員:全行程同行します。

お食事:朝食 5回・昼食 2回・夕食 2回(機内食除く)

最少催行人員: ~~15~~名様 10名様

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引きに関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記総合旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

旅行企業
提携



心に届く旅
阪急交通社
Direct to your heart

国土交通大臣登録旅行業第1847号

(社)日本旅行業協会正会員



ボンド保証会員

社団法人日本旅行業協会(JATA)正会員

【お申込・お問い合わせ先】

530-0051 大阪市北区太融寺町3-24 日本生命梅田第二ビル9階

株式会社 阪急交通社 大阪団体支店 教育旅行課

TEL:06-6361-4767 FAX:06-6361-4775

総合旅行業務取扱管理者:岸本 秀之・宍井 剛

担当:横 矢・与十田(よそだ)

営業時間:平日10:00~18:00 / 土・日・祝日休業

海外旅行事情とご注意(旅行条件とあわせて、お申し込み前に必ずお読みいただき、楽しい旅を)

■航空機について

■ご利用いただく航空機と座席

- 使用する航空機座席の配列により、グループまたはカブクルで参加の場合でも、座席が隣り合わせにならない場合があります。ジャンボ機(B-747)の場合、3. 4. 3席の配列のため、通路を挟んだり、前と後ろの座席になる場合があります。
- 運輸機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更などにより旅行日程の変更、滞在時間の短縮、観光地の変更が生じる場合は責任を負いかねますが当初の日程に従った旅行となります。

ーパスを手配するよう努力いたします。

■ホテルと部屋について

●お1人様参加、または奇数人数でご参加される場合

- 一人部屋追加料金が必要です。
- 3名部屋の場合、2名部屋にエキストラベッドを入れることになり、また、多少お部屋が狭く感じられます。また、利用ホテルによっては3名部屋が受け付けない場合があります。予めご了承ください。

■グループ、家族でのご参加で2部屋以上ご利用の場合

- 日本の習慣とは違い、ホテル側の事情により、お隣りや近くの部屋をご利用できない場合があります。

■市内観光、自由行動について

- 観光に含まれる施設の休館、その他の現地事情や天候により、観光個所の変更または観光実施日が変更となる場合があります。
- お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際してはお客様の責任で購入してください。

「燃油サーチャージ」料金収受について

各航空会社では、昨今の世界的な航空燃油価格の高騰を受け、「燃油特別付加運賃」料金(以下燃油サーチャージ)を設定しました。当社と致しましては、2005年4月1日出発のツアーより、旅行代金とは別添、お客様にお支払い頂くことになりました。燃油サーチャージは航空会社・区間毎に異なります。航空会社で定める燃油サーチャージが変更された場合は、増額時は不足分を追加徴収、減額時は返金となります。尚、航空燃油価格が一定価格に沈静化したと判断された場合には、燃油サーチャージは廃止されます。

お申し込みの際に、別途お渡しする旅行条件書(全文)を必ずお読みください。

1. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は株式会社旅通交通社[観光庁長官登録旅行業第1847号](以下当社といいます)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- (2)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関などの提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下旅行サービス)といえます)の提供を受けることができるように手配し、管理することを引き受けます。
- (3)募集型企画旅行契約の内容、条件はこのパンフレット、出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)および当社旅行契約募集型企画旅行契約の部(以下当社約款)によりします。

2. お申し込み(旅行契約)

この旅行は電話等にてご予約ください。お申し込み旅行申込書および旅行代金領用紙をお送りします。旅行契約は当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込金を受領した時成立するものとします。クレジットカード決済でのお申し込みの場合は当社がお申し込みを受領した時に成立するものとします。

区分	申込金(お申し込み)
旅行代金が50万円以上	100,000円以上旅行代金まで
旅行代金が30万円以上50万円未満	50,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円以上30万円未満	30,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	旅行代金まで

3. お申し込み条件

- (1)お申し込み時に20歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。
- (2)慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、傷害をお持ちの方、高齢の方などで特別の配慮を必要とする方は、旅行申込書当欄に症状を含むその旨をご記入をお願いします。当社が可能な範囲でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき当社がお客様のために譲じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。また医師の診断書や所定の「お伺い書」を提出していただく場合があります。また、場合によってはご参加をお断りさせていただきます。同伴者の同行を条件とすることがあります。

4. 旅行代金とお支払い方法

- (1)旅行代金とは契約書面に旅行代金として表示した金額をいいます。ただし、パンフレットに記載(または別添、当社が案内)したお1人部屋を使用される場合や航空機・宿泊機関のクラス変更等の追加料金がある場合にはこれを加算し、3人割り等の割引代金がある場合にはこれを減算した額をいいます。
- (2)本項(1)の代金の額は、申込金、取消料および変更補償金を算出する際の基準となります。
- (3)旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前にお支払いいただきます。(※一部コースを除く)

5. 旅行代金に含まれるもの

- *利用運送機関の運賃・料金
- *バス料金(空港とホテル間および都市間の移動)。
- *日程明細の観光料金(バス料金、ガイド料金、入場料等)。
- *ホテル料金(2人部屋に2人ずつの宿泊料および税・サービス料金)。
- *食事料金(日程表示の食事料および税・サービス料金)。
- *手荷物運搬料金(お1人様スーツケース1個20kgまでの手荷物の全行程の運搬料金)。
- *団体行動中のチップ。
- *添乗員が同行するために必要な諸費用。
- *上記諸費用はお客様の都合により、一部利用されなくとも払い戻しはいたしません。

6. 旅行代金に含まれないもの

- 前項に記載したもの以外は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- *超過手荷物運搬料金。
- *個人的性質の諸費用(クリーニング代、電話料代、電報代、飲物代およびサービス料、関係)。
- *渡航手続料金。

渡航手続料金	
○出国登録簿を当社で作成するとき	1人につき4,200円
○旅券申請書類の作成代行を行うとき	1人につき3,675円
○旅券申請書類の作成または書類作成の取得代行を行うとき	1人1ヶ国につき5,250円

イ各当該料金に合算して申し受けます。
※○～の渡航手続料金には消費税が含まれております。
ロお客様が自身で各手続を行われるときは、料金をいただきます。

7. 確定書面(最終旅行日程表)

確定書面(最終旅行日程表)は旅行開始日の前日までにお渡しします(旅行開始日の7日前には発送できるよう努力いたします)。

8. 旅行契約内容・代金の変更

当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の進行計画によらない運送サービスの提供その他の他のとの関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することがあります。善い経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃、料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。

9. お客様による旅行契約の解除(取消料のかかる場合)

お客様は表記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。下記の旅行契約の解除期日は、当社の営業日・営業時間内にお客様より取消の申し出を確認した時を基準とします。

- 1)当社の責任とならないロープ、渡航手続き等の事由によるお取り消しの場合も表記の取消料をいただきます。
- 2)取消料の対象となる旅行代金は第4項の追加代金を含めた合計額です。
- 3)コース又は出発地を変更された場合も取り消し料の対象となります。

旅行契約の解除期	取消料
イ 旅行開始日の前日より20日以内の場合において、旅行開始日の前日より起算してさかのぼって40日目にあたる日より前に解除するとき(ロからニまでを参照)の場合を除く	旅行代金の10%
ロ 旅行開始日の前日より20日以上30日以内の場合において、旅行開始日の前日より起算してさかのぼって30日目にあたる日より前に解除する場合(イおよびニに参照)の場合を除く	旅行代金の20%
ハ 旅行開始日の前日より30日以上40日以内の場合において、旅行開始日の前日より起算してさかのぼって23日目にあたる日より前に解除する場合(イおよびニに参照)の場合を除く	旅行代金の50%
ニ 旅行開始日の前日より40日以上の場合において、旅行開始日の前日より起算してさかのぼって21日目にあたる日より前に解除する場合(イおよびハに参照)の場合を除く	旅行代金の100%

※ピーク時とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで、7月20日から8月31日までをいいます。
※お取り消しの時すでに渡航手続き開始または終了している場合は、上記取消料のほか必要渡航手続料をお支払いいただきます。

10. 当社による旅行契約の解除

次に挙げの場合は、旅行の実施を取りやめることがあります。

- (1)天災地変、戦乱、同船罷業、その他不可抗力の事由が生じた場合において旅行実施が不可能となり、またはその恐れが極めて大きいとき。
- (2)最少乗組員に満たない場合
- (3)ピーク時に旅行を開始するお客様には、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を連絡いたします。
- (4)ピーク時以外に出発のお客様には、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を連絡いたします。
- (5)旅行代金が期日までに入金のない場合、参加をお断りすることがあります。
- (6)当社があらかじめ旅行参加条件を示した場合でお客様がそれを満たさないとき。

11. 当社の責任および免責事項

当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。ただし、次のような事由による場合は、責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の事故、火災、サービス提供の中止、運送機関の遅延、不通等、またはこれらにより生じる旅行日程の変更、中止、官公署の命令、出入国規制、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。詳しくは旅行条件書(全文)をご覧ください。

12. 特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体、または手荷物に被害を受けたときは、旅行業約款特別補償規程により、一定の補償金および見舞金を支払います。

13. 旅行保証

旅行日程にご旅行条件書22項の重要な変更が生じた場合は、その約款の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1%~5%に相当する額の変更補償金をお支払いします。変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、1旅行契約につきの変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

14. お客様の責任

当社はお客様の故意または過失、法令もしくは公序良俗に反する行為により当社が損害を被ったときはお客様から損害の賠償を申し受けます。

15. お客様の交賃

お客様の交賃に関してはこれに要する手数料として10,000円を頂きます。但し、当社にてお名前のご変更がお受けできる場合に限りです。なお、ご出発日、コースの変更につきましては取消料と同額となります。

16. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2008年10月1日を基準としております。また、旅行代金は2008年10月1日現在有効な航空運賃・適用規則を基準として算出しております。

17. 個人情報のお取り扱いについて

お客様よりお預かりする個人情報の取扱いについては、ご旅行条件書巻末の個人情報のお取り扱いについてをご参照ください。

18. その他

- 保健衛生について
渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報ホームページ <http://www.forth.go.jp/>」でご確認下さい。
- 海外危険情報
他国については、渡航先(国または地域)により、外務省「海外危険情報」十分注意してください。発生している場合は、案内書と併封しておりますので、ご確認下さい。また、海外危険情報の発生地のいかなる国に問わず、渡航先(国または地域)の治安・社会情勢等については、外務省「外務省海外安全ホームページ」<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>等、ご自身でご確認いただきますようお願いいたします。
- お客様の便宜をはかるためにお土産物店のご案内をすることがありますが、お買物に際しては、お客様の責任で購入していただきます。
- 当社はいかなる場合でも旅行の実施はいたしません。
- 旅行業約款(募集型企画旅行契約)について
この条件書に定めのない事項は旅行業約款によりします。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。
- 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイルサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問い合わせは、登録番号をお客様で yourself で当該航空会社に行ってください。また、利用航空会社の変更によりお客様が受ける予定であったサービスを受けられなくなった場合、理由の如何にかかわらず当社は責任を負いません。

パスポートの残存期間(日本国籍の方)	
アメリカ・・・	帰国日まで有効であるもの
パスポートをお持ちでも、上記の数以上の残存期間がない場合は入国出来ません。	
パスポートの有効期間をもう一度確認のめ、残存期間不足の方は新しくパスポートを取得して下さい。	
外国籍の方は弊社までお問合せ下さい。	
1月1日より90日以内の短期観光の際はESTAが必要になります。当社にて取得手続きをご希望の際は別途4,200円の手数料が必要となります。	
ビザ(査証)・・・この旅行には不要です。	
日本国籍の方の短期観光の場合です。	

海外旅行保険への加入は忘れずに

より安心してご旅行いただくためにも、ご旅行中の病気や事故、盗難に備えて、海外旅行保険に加入されることをおすすめします。外国での治療費やご自身の責任による賠償金などはかなり高額となり、賠償義務者が外国の運輸機関や宿泊機関などである場合、賠償を取り付けるのは容易でないこともあり、さらに賠償額が非常に低く、十分な保証を受けられないことにもなります。また、クレジットカードに付保されたサービスの保険では不十分な場合や適用されない場合もございますので、お客様ご自身で充分な海外旅行保険に加入されることをおすすめします。

きりとりせん

ふりがな	性別	男	女	有効証券	有	無
お名前	T 生年月日			お持ちの方の 発行月日と期限	発行年 月日	無 日まで
ご自宅住所	S			1人部屋希望	有	無
勤務先名	TEL:	-	-	同室希望者名		
勤務先所在地	TEL:	-	-	役職		

取引条件説明書に記載の旅行条件及び旅行手配のために必要な範囲内での運送・宿泊機関などその他への個人情報の提供をいたします。また、(財)大阪府地域福祉推進財団に対しても情報提供いたします。同意の上、お申込ください。